

# 第1章

## 確定申告は、 これだけ知っておけば 怖いものナシ!

この章では、確定申告についての一般的な知識をおさえていきましょう。  
全体を見渡しておかないと、申告書作成のときに、思わぬ間違いをしてしまうか  
もしれません。確定申告について大まかなポイントを頭に入れておくと、自分が  
注意すべき点や申告の際の手順などが明確になります。

1-1	確定申告の流れをおさえる	6
1-2	確定申告に必要な提出書類をそろえる	8
1-3	「第一表」と「第二表」の基本的な記入方法を理解する	10
1-4	「申告納税額」のカラクリを把握する	12
1-5	所得の種類と課税方法	14
1-6	税額を減らせる「所得控除」、いくつ該当する?	16
1-7	「課税される所得金額」はいくら?	18
1-8	今年の恩恵は? 納税額を減らせる「税額控除」	20
コラム	インターネットが使えるなら、国税庁HPを利用しよう	22

確定申告は、  
これだけ知っておけば  
怖いものナシ!

# 1-1

## 確定申告の流れをおさえる

### 確定申告は年に二度の手続き

会社員であれば、所得税の納税は「年末調整」をすることで済みます。

しかし読者のみなさんの多くは、このような会社員とは違うことでしょう。退職して会社員でなくなると、年末調整をしなくなります。しかし、その年に所得税の課税対象となる収入があれば、自分で所得税を納める手続きが必要です。この手続きのことを「確定申告」といい、年に一回行います。年金も所得税の課税対象所得です。1年間に受給した公的年金の合計が400万円を超えた場合には、確定申告が必要になります。

400万円以内であっても、他に個人年金を受給していたり、医療費控除などの「所得控除」を受けるためには、確定申告をする必要があります。

### 提出する基本的な書類と、その 入手方法

確定申告で絶対に必要な書類は、「平成○年度分の所得税の確定申告書」です。年度の数字は自分で記入します。

この書類は「申告書」と呼ばれ、「申告書A」と「申告書B」の2種類あります。自分が提出すべき申告書を作成しましょう。

申告書類は、税務署、あるいは各市

区町村役所の税金担当窓口や「還付申告センター」でもらえます。

インターネットが使える人は、国税庁のホームページから入手できます。PDFファイル形式の申告書をダウンロードし、自分で印刷して使用しても問題ありません。

### 確定申告の提出書類は、平成24 年3月15日までに税務署へ提出

確定申告の対象となる期間は、1月1日から12月31日までの1年間です。その期間の所得から税金を計算して、翌年の2月16日から3月15日までの間に、税務署に書類を提出します。



通常は3月15日が締切ですが、締切日が土日または祭日にあたる場合は、週明けの月曜日が最終提出日になります。平成23年分の確定申告書提出期間は、平成24年2月16日から3月15日までです。

確定申告をすれば払いすぎた所得税を返してもらえる場合には、平成24年の1月から書類を提出できます。

このような、所得税を返してもらうために行う確定申告は、「還付申告」と呼ばれます。

### 税務署に出向いて提出するか、郵送する

提出期間中は、税務署が大変混雑します。とくに3月に入ると、混んでいるために、長時間待たされる税務署もあります。

スムーズに手続きを済ませたい場合

は、できるだけ早めに申告書を作成して、税務署が比較的すいている2月中旬に提出するようにしましょう。

忙しくて税務署に出向けない人や、提出書類に不備のない人などは、「郵送」で確定申告を行うことも可能です。ただし、その際には、次の2つを必ず同封してください。

#### ① 申告書の控え

#### ② 切手を貼った返信用封筒

②の返信用封筒には、自分の住所を明記して切手を貼り忘れないようにしましょう。

こうしておくことで、税務署側が申告書類をきちんと受け取った確認として、申告書の控えに受領印を押して郵送してくれます。

### 提出前に相談コーナーで確認してもらおう

提出前には、税務署に特設される相談コーナーで確認してもらおうと安心です。税務署職員や税理士などの専門家が無料で答えてくれるので有効に利用してください。特に込み入った質問のある人は、あまり混雑していない2月中旬頃までに相談を済ませてしまいましょう。

### 申告後に税金の支払いを忘れないように

確定申告をして所得税を納める人は、納付期限が確定申告書類の提出期限と同じ平成24年3月15日なので、申告後に税金の支払いを忘れないでください。税金の納付には「納付書」が必要です。申告書の作成と一緒に作成しましょう。

確定申告は、  
これだけ知っておけば  
怖いものナシ!

# 1-3

## 「第一表」と「第二表」の 基本的な記入方法を理解する

黒色のボールペンで  
力強く記入する

確定申告書への記入は、黒色のボールペンを使います。税務署に報告すべき正しい金額を記入するものなので、何かの拍子で消えてしまったり、こすられて文字が読めなくなったりしないように、ボールペンを使用しましょう。

書き間違えてしまったら、修正液や修正テープなどは使用せず、二重線で消して余白に正しい金額を記入すれば大丈夫です。

どうしても修正部分が気になるのであれば、手間暇の問題はありますが、新しく書き直してしましましょう。

### 第一表の書式

(注) 掲載の申告書見本「第一表」と「第二表」は「平成22年分以降用」です。

